

宿泊事業者に対する感染防止対策等支援事業の実施について

（令和3年6月24日
商工労働局）

1 趣旨

観光に対する「安全安心」を確保し、観光客の満足度を高めるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、厳しい経営環境にある宿泊事業者が実施する感染防止対策及び新たな需要に対応するための前向き投資の支援を行い、宿泊施設における受入環境整備を推進する。

2 事業概要

対 象 事 業 者	県内において旅館業を営む宿泊事業者 (旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風営法関連は除く)
申 請 期 間	令和3年6月28日(月)～令和3年12月28日(火)
補 助 対 象 経 費	新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び新たな需要に対応するための前向き投資に要する経費
補 助 率 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日以降令和3年12月28日までの間に支出する経費 補助率 3/4 ・ 令和2年5月14日から申請日前日までの間に支出した経費 補助率 1/2 ・ 補助対象事業費 上限額 10,000 千円, 下限額 100 千円 ・ 補助限度額 上限額 7,500 千円, 下限額 75 千円 (補助率 3/4 の場合)
申 請 方 法	特設サイト (https://hiroshima-shukuhaku-shien.jp/) 内の申込フォーム, 郵送, 持参のいずれかで申請

3 補助対象経費事例

対象経費	対象事例
感染拡大防止対策	感染対策のために購入する物品や設備など ○機器 サーモグラフィ, アルコール噴霧器, Co2 濃度測定器, サーキュレーター, パーテーション, 遮蔽用アクリル板 等 ○消耗品 アルコール消毒液, 遮蔽用ビニール, ビニール手袋, フェイスシールド, マスク, 使い捨て食器類 等
新たな需要に対応するための前向き投資	新たな需要に対応するために購入する物品や設備など ○ワーケーション対応 ・ワーケーションスペースの増設・改築 ・無線 LAN の整備や防音加工工事 ・テーブルや椅子などの什器類の購入 ・パソコンやWEB会議用のカメラの購入 ・電子レンジ等生活家電の整備 ・3食日替わりの食事メニューなど食の魅力向上に係る対応 ・プライベート時間に参加できる体験プログラムの開発 ○スマート化推進 ・非接触チェックインシステムの導入 ・混雑可視化システムの導入 ○ユニバーサルツーリズム対応 ・スロープやてすりの設置 ・トイレの整備, フロア改修 ○観光需要創出 ・多言語翻訳器, 多言語看板の設置 ・デジタルサイネージの設置 ・県産食材を使用したメニューや商品の開発

4 補助金事務局の概要

○事務局名

宿泊事業者向け感染拡大防止対策補助金事務局

○所在地

〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル9階

○受付時間

月曜日～金曜日（土日祝を除く）の9時30分～17時（12時～13時を除く）

○電話番号

082-512-1403

○特設サイト

<https://hiroshima-shukuhaku-shien.jp/>（6月28日に開設予定）